

質問回答

	質問	回答
1	「仕様書 3 (3) 追加調査が必要な鳥類の検討」及び「(4) 追加調査に係る調査設計書(案)の作成」の積算に必要な情報として、貴省が想定されている「追加調査が必要な鳥類の種数や数量」の目安をご教示ください。	<p>環境省担当官が想定している「追加調査が必要な鳥類の種数や数量」の目安は、鳥類の種数や数量については、10 種程度を想定しています。</p> <p>なお、追加調査が必要な数量については、本業務では検討までとし、必要な機材の購入等は含みません。</p>
2	「仕様書 3 (5) 捕獲場所の現地確認等」において、全国 10 地点程度と記載がありますが、全鳥種合わせて 10 地点という理解でよろしいでしょうか。	<p>全鳥種合わせて 10 地点（1 鳥種 1 地点）です。</p> <p>なお、3 日間程度の現地確認において、同一地域内で複数の捕獲場所の候補地点を確認頂く等の対応を求める場合があります。</p>
3	「仕様書 3 (7) 検討会の開催等」について、検討会の開催時期はいつ頃を想定しておられるのでしょうか？	<p>「仕様書 3 (7) 検討会の開催等」について、検討会の開催時期は、仕様書 3 (4) で、「調査設計書(案)を令和 6 年 12 月 2 日(月)までに作成し、環境省担当官にメールにて提出すること。調査設計書(案)の作成に当たっては、(7) 検討会を開催すること。」としていることから、10～11 月頃に 1 回は開催することを想定しています。また「調査設計書(案)については、環境省担当官と協議の上、業務履行期限までに必要な追記・修正を行うこと。」としていることから、1～2 月頃にもう 1 回開催することを想定しています。</p>
4	「仕様書 3. (5) 捕獲場所の現地確認等」について ・「鳥種毎に捕獲場所の現地確認（3 日間程度、全国	各地点 3 日間程度、合計 30 日程度を見込んでいます。

<p>10 地点程度、各1回を想定)」とありますが、これは各地点3日、合計30日を見込んでいるという理解でよろしいでしょうか。</p>	
---	--

以上